城南区

平成31年度(2019年度)12月 福岡市営住宅入居者募集案内書

ポイント方式



ポイント方式とは

住宅の老朽度や住宅の狭小度など複数の項目を数値化し 合計ポイントの高い世帯の選考を行い、入居を決定する方式です。

○申し込みは、対象となる住宅等に継続して3年以上居住している方に限ります。 (住民票が3年未満は不可)

募集月	案内書配布・申込受付期間
令和元年 12 月	令和元年 12 月 4 日(水)~ 12 月 13 日(金)

※火災・水害などにより一時的に住宅が必要な方はご相談ください。

お問い合わせ先



市営住宅センター 募集係 ◇ 市宮仕モビン (福岡市住宅供給公社)



〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市住宅供給公社 1 階

2092-271-2561

FAX 092-272-5030

1. 募集案内書の見方 はじめにお読みください



申し込みに際しては、下記の順序に従って募集案内書をよく読んで申し込みください。

申し込みから入居までの流れなどを確認してください	掲載ページ
① 申し込みをするみなさまへ	2
② ポイント方式について	3
③ 必要書類について	4
④ 申し込みから入居までの流れ	5~6

申し込み資格・ポイント評価の対象項目を確認してください		掲載ページ
⑤ 申し込み資格	申し込みが可能な方の条件を記載しておりますので、確認してください。	7~14
6 ポイント評価の対象項目	ポイント評価の対象となる項目と、採点基準、ポイントの計算例を記載して おりますので、確認してください。	15~17

申し込みについての注意点・記入例を確認してください		掲載ページ	
7	申し込みについての 申し込みについての注意事項や失格事項、ポイント審査後の取り扱いについ て記載しておりますので、確認してください。		18~19
8	募集申込書記入の際の 募集申込書記入において、特に注意が必要な項目について図面と写真を用い 注意点 て説明しています。		20
9	募集申込書の記入例	表面(住所氏名等の個人情報)・裏面(ポイント評価対象項目)の記入例を記載しております。	21~24

募集住宅一覧表からご希望の住宅を選んでください		 掲載ページ
① 申込住宅の選択	各世帯別の募集住宅一覧表の中から、申し込みたい住宅を1つだけ選んでく ださい。	26~30

申込書・必要書類に記入してください		掲載ページ
別紙の申込書に記入		別紙
(12) 必要書類に記入	ポイント方式では、 申込時点で申込書の他に必要書類を提出する必要があり ます。	32~40

2. 申し込みをするみなさまへ

市営住宅は市民共有の財産です。ください

市営住宅は公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて、建 設・管理している住宅です。市民の方々が納められた税 金が、その建設・管理のために使われています。

また、住宅にお困りの方々のために、一般的な民間賃貸住宅よりも安く家賃が設定されています。

共同住宅のルールを守る義務があります。

ペットの飼育・騒音・不法駐車などで、他人に迷惑をかけてはいけません。

その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。



家賃以外に共益費の 支払いが必要です。

外灯・階段灯・エレベーターなどの電気代や共用水洗の水道代などの入居者が共同で使用する費用は、家賃以外に共益費として入居者全員で負担していただきます。 共益費については、入居者によって構成されている管理組合(自治会など)が徴収し電力会社などに支払っていただいています。

入居後は、必ず管理組合(自治会など)へ共益費をお 支払いください。

また、共同生活の中では、良好な地域コミュニティを つくることも大切です。自治会活動への参加やご協力も お願いします。

目次

	3/27 J.H	ᆓᄱ	等案	
_ HH _ A		шит		
-H17	目11台	7 7 +		
	5-4 I H	> <	77/	

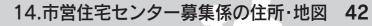
1. 募集案内書の見万	1
2. 申し込みをするみなさまへ	2
3. ポイント方式について	3
4. 必要書類について	4
5. 申し込みから入居までの流れ	5
6. 申し込み資格	7
7. ポイント評価の対象項目	15
8. 申し込みについての注意点	18
9. 募集申込書記入の際の注意点	20
10. 募集申込書の記入例	21
11. 随時募集について(お知らせ)	25
12. 市営住宅入居者募集予定	25

募集住宅一覧表

3. ボイント方式募集住宅一覧表	26
(1)単身者でも2人以上でも申し込みできる住宅	27
(2)2人以上が申し込みできる住宅	29

必 要 書 類

・採用(予定)証明書	32
· 退職 (予定) 証明書	33
· 給与証明書(給与所得者用)·····	34
· 無収入申立書 ·······	36
· 収支明細申立書	37
· 居住証明書 ·······	38
・個人情報の取り扱いについて(同意)…	40





3. ポイント方式について

ポイント方式とは

市営住宅の入居者募集には、「抽選方式」と「ポイント方式」があります。

「ポイント方式」とは現在お住まいの住宅がどれだけ老朽化しているか、どれだけ狭いか、など住宅のお困り度合いを数値化し、合計ポイントの高い世帯の選考を行い、入居を決定する方式です。

抽選方式とポイント方式の違い

	抽選方式	ポイント方式
募集戸数	約 200 戸~ 250 戸	約 30 戸
申込対象者	主に市内に居住の方 ※他各種要件はあるが省略	市内居住の方で 住宅のお困り度合いが高い方 ※他各種要件はあるが省略
申込に必要な書類	申込書のみ	申込書に加えて右ページに記載している ・住民票 ・所得を証明する書類 ・居住を証明する書類等が必要
入居者決定方法	抽選により決定	住宅困窮度の点数(ポイント)が高い順に決定
入居時期	およそ募集の3か月後	住宅の空きを待ち準備ができ次第入居 (場合によっては時間がかかることもある)
入居までの流れ	申 込 抽選により当選者決定 入居資格審査 資格審査合格 住宅の紹介 入居契約	申 込 1次審査 申込資格の確認 住宅の困窮度合いに点数を付ける 1次審査結果通知 申込資格のない方は失格 申込資格があっても、点数が低い場合 補欠の可能性もある 2次審査 2次審査 2次審査用の書類を提出 必要な場合は、現地調査 2次審査結果通知 2次審査にて失格になることもある 住宅の紹介 住宅の空きを待ち準備ができ次第紹介

4. 必要書類について

申し込みの際に必要な書類

■申込時に必要な書類(公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものが必要です)

①~⑦は、申込時に必要な書類です。⑧・⑨・⑩は該当される方は、ご提出ください。

※なお、申し込み締め切り日までに必要書類が揃っていない場合は、失格とさせていただきますので、ご注意ください。

	チェック欄
	□② 住民票(世帯全員の本籍・続柄が記載されたもの)
	<注意>・入居予定者の世帯が別々の場合は、それぞれの住民票が必要です。
	※住民票で親族関係が確認できない場合は戸籍全部事項証明書等も必要です。
	・「本籍」「世帯主との続柄」が省略された住民票では受付できません。
	※外国籍の方は「在留資格」「在留期間」などが記載されている住民票が必要です。
	□③ 入居希望者全員の最新の所得証明書
	□ ④ 入居希望者全員の収入に関する書類
	給与所得者の場合
	○平成 30 年 1 月 1 日以前から現在の勤務先に勤務
	→ 源泉徴収票 (平成 30 年分)、または 給与証明書 (34 ページの別途様式)
	○平成 30 年 1 月 2 日以降から現在の勤務先に勤務
	→ 給与証明書 (34 ページの別途様式)
₱│	○令和元年9月1日以降に現在の勤務先に勤務
ᇫ	→採用証明書 (32 ページの別途様式)
诗	事業所得者の場合
ະ	○平成 30 年 1 月 1 日以前に事業を開始
这	→ 確定申告書の控え (平成 30 年分)、または 収支明細申立書 (37 ページの別途様式)
要	○平成 30 年 1 月 2 日以降に事業を開始
な	→収支明細申立書(37 ページの別途様式)
書	年金受給者の場合
類	→ 源泉徴収票 (平成 30 年分)、または最新の 年金支払(払込)通知書
	収入がない場合
	○平成 30 年 1 月 1 日以降に退職
	→ 退職証明書 (33 ページの別途様式)
	○平成30年1月1日より前から収入がない
	→ 無収入申立書 (36 ページの別途様式)
	(③・④)は、18 歳未満の未就労者及び高校生を除く、入居希望者全員分が必要です。
	□ ※ 生活保護受給者は、 保護受給証明書 (保護受給証明書の提出があれば、③・④の書類は不要です)
	□ ⑤ 申込者が現在お住まいの住宅の 賃貸借契約書(写し)
	→賃貸借契約書が無い場合、または専有面積、構造、築年数の記載が無い場合には、
	所有者又は管理会社からの 居住証明書 (38ページの別途様式)
	□ ⑥ 個人情報の取り扱いについて(同意) (40 ページの別途様式)
	□ ⑦ 84 円切手 (1 次審査の結果通知に使用します)
8	□ ⑧ 問 16~19,21~25 を証明できる書類
9	□ ⑨ 立退要求通知書 (通知を受けた日から立ち退きまでの期間が半年以上あるもの)
10	→対象となる立退要求は建物の老朽化等による取り壊しで、正当な事由によるものに限ります。
該	
⑧・⑨・⑩は該当者	家賃滞納や迷惑行為等本人の責によるものは除きます。
の	□ ⑩ 【非住宅の方のみ】 光熱水費等の支払いが確認できる書類 (電気・ガス・水道等の領収書等)

必要書類について

5. 申し込みから入居までの流れ

1. 募集案内書(この冊子)を手に入れる

配布場所

- ○市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)
- ○福岡市役所 情報プラザ
- ○各区役所情報コーナー
- ○入部出張所
- ○西部出張所
- ○なみきスクエア (東区千早)







2. 申し込み受付

方法

期間

入居申込書及び必要書類を郵送(所定の封筒で郵送してください)または、窓口にて受付。

【郵送】 令和元年 12月4日(水)から12月13日(金)まで(12月13日の消印まで有効)

注意点

記入漏れなど、書類に不備がある場合は返送しますので、指定期日までに再提出してください。

窓口

5.

申し込みから入居までの流れ



応募についての相談窓口を申込受付期間中、市営住宅センター1階に開設しています。 平日 午前9時~午後5時 ※土・日曜日・祝日は除く



3. 1次審査

1次審査を行います。

申込資格の確認を行います。

提出された書類を元にポイント評価を行います。



4. 1次審査結果通知

1次審査の結果を通知します。

ポイントが高い世帯に対して2次審査対象者の通知を郵送します。

申込資格を満たしていても、申込住宅に、より高いポイントを獲得している世帯がいる場合、

補欠となります。補欠の方に対しては補欠の通知を郵送します。

申込資格を満たしていなかった方に対して失格の通知を郵送します。

5. 2次審査

2次審査を行います。

「2次審査対象者の通知」に記載されている必要書類を提出していただきます。 ポイントの項目によっては、現地調査が必要になるため、ご自宅に訪問させていただきます。



6. 2次審査結果通知

2次審査の結果を通知します。審査を通過した方に対しては当選の通知を郵送します。

2次審査によりポイントが減少した場合は補欠になることがあります。

申込内容が実態と相違している場合や実態が把握できない場合は失格となります。



7. 住宅紹介

当選者は住宅ごとにあっせん名簿に登録します。

空家発生後、空家修繕を行い、ポイントの高い方に住宅を紹介します。

注意点

棟や階数の指定はできません。

※駐車場のご利用を希望される人は、住宅を紹介する時にお申し出ください。契約可能車両などにつきまし ては 18 ページ「申し込みについての注意点」をご参照ください。 18 °-5°





8. 契約

内容

契約に関する書類がすべてそろった方と契約します。同時に住宅の鍵をお

渡ししますので、管理義務が発生します。

期限

住宅紹介後の翌月末日まで。

注意点

- (1) 期限までに契約ができない場合は失格になります。
- (2) 資格要件 (婚姻・離婚等) が満たされなければ契約はできません。
- (3) 連帯保証人1名の各証明書と家賃3ヶ月分の敷金を支払った領収書が必要です。



9. 入居



6.

次の(1)~(8)の条件を満たしていなければ申し込みはできません。

- (1) 申込者本人が福岡市内にある同一の賃貸住宅又は非住宅 (倉庫・事務所・工場等) に3年以上継続して住んでいること
- ・入居期間については、住民票で確認させていただきます。 ※賃貸借契約書または居住証明書で確認できる居住期間が3年以上であっても、住民票で確認できる居住期間が 3年以上でない場合は申し込みできません。
- ・申込者本人は、契約後名義人となります。申し込み後の名義人の変更はできません。
- ・ポイント方式では、市外居住者の方は申し込みできません。
- ・市営住宅の名義人となっている人を含む申し込みはできません。
- ・申込者本人が市営・県営住宅または社宅・寮などの給与住宅に居住している場合は申し込みできません。

(2) 日本国籍を有しているか、または外国人にあっては 「中長期在留者」もしくは「特別永住者」であること

(3) 現在住宅に困っていること

- ①老朽化した住宅に住んでいる。
- ②著しく狭い住宅に住んでいる。
- ③台所、便所、浴室がない住宅に住んでいる。
- ④倉庫、事務所、工場等の住宅以外に住んでいる。
- この項目に関しては①~④の1つでも該当すれば資格要件となります。
- ※詳細な項目の内容については、15ページの「1. 住環境等評価について」 をご参照ください。

(4) **持ち家がない**こと

申込者及び同居予定者で、市内・市外にかかわらず、持家(共有持ち分を含む) がある人は、申し込みできません。

持家がある方の申し込みはできません。

(5) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

福岡市営住宅において、家賃滞納・迷惑行為などによる法的措置を受けたことがないこと、および市営住宅条例に 違反したことがないこと。

また、福岡市営住宅に住所を有する方は、市の同居承認を受けていること(無断で入居している方は不可)。

(6) 暴力団員でないこと

申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律」に規定する暴力団員をいう) でないこと。

※入居資格について警察本部に照会させていただきます。

(7) 申込者本人は成年者(20歳未満の既婚者含む)であり、現に 同居する親族がいること。または、下記に該当する単身者

※2人以上で申し込む場合の注意点

- (ア)婚約中や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も 申し込みは可能ですが、夫婦や父母の別居など、 世帯を不自然に分割した申し込みや他に扶養すべ き方がいる親族との同居など、特に同居する理由 のない親族との申し込みはできません。
- (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、申し 込み日までに下記の条件を満たしている方に限り
 - ①住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」 と記載する届出を申し込み日までに完了してい る方(「同居人」は不可)
 - ②福岡市より「パートナーシップ宣誓受領証」の 交付を受けている方

※単身で申し込む場合の注意点

下記の(ア)または(イ)に該当する方(ただし、常 時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受 けることができず、または受けることが困難であると 認められる方は除きます)

- (ア) 60 歳以上の方で配偶者がいない方 (離婚手続き 中の方も含む)
- (イ) 60 歳未満の方で、下記の要件のうち、いずれか 1つを満たしている方で配偶者がいない方(離婚 手続き中の方も含む)
- ①生活保護法に規定する被保護者または、中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律第14条第1項に規定する支 援給付を受けている方
- ②身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方
- ③精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級ま
- ④療育手帳を所持している方、または、知的障がい 者であることを更生相談所の長から判定された方
- ⑤引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過し ていない方

- (ウ) 申込書に記入したとおりの世帯構成で入居してい ただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入 居する場合は失格です。(出産・死亡の場合を除く)
- (エ) ポイント方式では、現在お住まいの世帯状況で申 し込みいただくことが原則ですが、特別の理由が あって別居中の方と同居申し込みする場合は、2 親等以内の親族または扶養親族の人に限ります。 (別居中の人との同居は、住環境と所得等はポイン ト評価対象にはなりませんが、世帯属性は評価の 対象となり、また同居者の収入は収入基準の審査 には合算して計算します。)
- (オ) 親と同居しない未成年者(孫等)との申し込みは相 応の理由が必要です。申し込み時に理由を記入し た書類を同封してください。
 - 例)「両親がともに亡くなった孫を引き取り、平成 17年7月より同居しています」など。

6.

し込

み資格

⑥ハンセン病療養所入所者等

⑦犯罪被害者

- ※犯罪被害者とは犯罪により従前の住宅に居住する ことが困難となったことが明らかな方及びその家 族または遺族で下記の(a)または(b)に該当するこ とが証明される方(警察に被害届を提出した方で、 犯罪被害者であることが確認できる方)
- (a)犯罪により収入が減少し生計維持が困難と なった方
- (b)現在居住している住宅またはその付近におい て犯罪等が行われたために当該住宅に居住し 続けることが困難となった方

⑧DV 被害者

- ※DV被害者とは配偶者等からの暴力を受けた方で、 次の(a)(b)いずれかに該当する方。
- (a)婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設 の保護が終了した日から起算して5年を経過 していない方
- (b)被害者の申し立てにより、裁判所が退去、ま たは接見禁止を命じ、その命令が効力を生じ た日から起算して5年を経過していない方

(8) 収入基準にあうこと

申込者及び同居しようとする親族 (婚約者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)の収入を合わせ、諸控除 後の月収額が 104,000 円以下(公営住宅法上の収入基準でいう第1分位)であることが必要です。(月収額の計算 方法については9~14ページをご参照ください。) 「ぽ **9~14**ページへ

6.
申
Ļ
込み
資
松

月収額の計算方法

下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1) 入居希望者の所得額を 1 人ずつ計算してください。

※計算方法については、○給与所得者の人は □ 11 ページへ

○年金所得者の人は ② 12 ページへ

○事業所得者の人は (13 ページへ)

円

(2)1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯にAさん、Bさんの2人の所得者がいる場合

Aさんの所得額

Bさんの所得額

世帯全員の所得額

円

円

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。

※下表を参考に計算してください。控除についての詳しい説明は 14 ページへ

控除の種類	内容	控除額	合計
 ア . 同居及び扶養控除 	同居者または同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
イ.特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で ある方	250,000 円× 人	円
ウ. 老人扶養(同一生計 配偶者)控除	扶養親族及び同一生計配偶者で 70 歳以上の方	100,000 円× 人	円
工 . 寡婦(夫) 控除 ※1	所得のある人が寡婦、 または寡夫の場合	270,000 円× 人	円
才.障害者控除	申し込み者及び同居親族並びに扶養親 族の中に障がい者等がいる場合	270,000 円× 人	円
力.特別障害者控除	申し込み者及び同居親族並びに扶養親 族の中に重度の障がい者等がいる場合	400,000 円× 人	円
合計(アからカ	円		

寡婦(夫)については 14 ページを 参照してください。

世帯の控除額合計

(3)

円

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、 12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額

円 ※上記(2)で計算した金額

世帯の控除額合計 円

÷12

※上記(3)で計算した金額

世帯の月収額 円

※次ページの表で申し込みの 可否を確認してください。

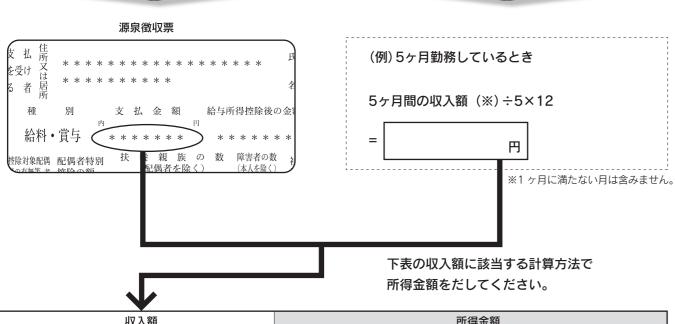
月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	申し込みの可否
0円~104,000円	申し込み可能
104,001 円~	X 申し込みできません

メモ欄

現在の勤務先に平成30年1月1日 」以前に就職し、 現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に平成30年1月2日 以降に就職し、 現在まで勤務しているとき



	収入額		所得	全額
a	650,999 円以下	>	0 円	
b	651,000 円~1,618,999 円	;	収入額−650,000円	
С	1,619,000 円~1,619,999 円	->	969,0	000円
d	1,620,000 円~1,621,999 円	>	→ 970,000円	
е	1,622,000 円~1,623,999 円	>	→ 972,000 円	
f	1,624,000 円~1,627,999 円	->	→ 974,000 円	
g	1,628,000 円~1,799,999 円	->	1. 収入額 ÷4=(A)2.(A) の 1,000 円未満を切り捨てます。	(B) ×2.4
h	1,800,000 円~3,599,999 円	-	→ その金額を(B)とします。	(B)×2.8-180,000円
i	3,600,000 円~6,599,999 円	->	※右の表の(B) に当てはめて → ください	(B)×3.2-540,000円

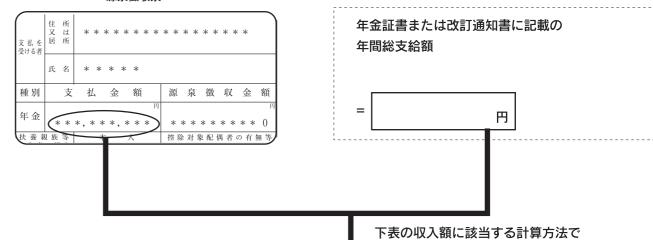
1 9ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

年金所得者の場合の所得金額の算出

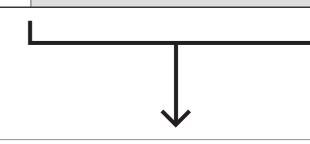
平成30年1月1日以前から 支給されている方

平成30年1月2日以降に ___ 支給されている方





年齢 所得金額 収入額 a 1,200,000 円以下 0円 65 歳 b 1,200,001 円~3,299,999 円 → 収入額-1,200,000円 以上の方 С 3,300,000 円~4,099,999 円 収入額×0.75-375,000円 d 700,000 円以下 0円 65 歳 е 700,001 円~1,299,999 円 収入額-700,000円 未満の方 1,300,000 円~4,099,999 円 収入額×0.75-375,000円



所得金額をだしてください。

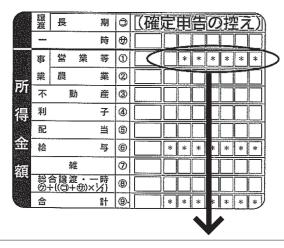
6.

申し込み資格3

● 9ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

6. 申し込み資格3

平成30年1月2日以降に事業を _ 始めたとき



(例)5ヶ月事業しているとき 5ヶ月間の所得金額(※)÷5×12 ※1ヶ月に満たない月は含みません。

● 9ページへ 9ページの(2)に当てはめてください。

メモ欄

事業所得者の場合の所得金額の算出

	<u></u>	
控除の種類	要件	控除額
ア. 同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅に一緒に入居する配偶者(婚約者)及び親族ならび に事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの ○所得税法の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方	1人につき 38万円
イ.特定扶養控除	○扶養親族のうち、16 歳以上 23 歳未満の方	1人につき 25万円
ウ.老人扶養控除 (控除対象配偶者)	○扶養親族及び控除対象配偶者で、70歳以上の方	1人につき 10万円
工 . 寡婦 (夫) 控除	所得のある方が次のいずれかの方 [寡婦] ○夫と離婚、死別、または夫が生死不明、もしくは非婚の母で、扶養親族または所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有する方 ○上記に該当しない方のうち、所得金額500万円以下の方で、夫と死別、または夫が生死不明の方 [寡夫] ○所得金額500万円以下の方で、妻と離婚、死別、または妻が生死不明、もしくは非婚の父で、所得金額38万円以下の生計を一にする子を有する方	27万円 (所得額が27万円 以下の場合は その額)
才 . 障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族 (所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方) で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3級から6級の方 ○療育手帳を所持し、Bの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき 27万円
力 . 特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族 (所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方) で下記の方 〇身体障害者手帳を所持し、1級か2級の方 〇療育手帳を所持し、Aの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された方 〇精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の方 〇戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき 40万円

6.

申し込み資格4

(7) はい $\rightarrow 10$ 点 (イ) いいえ $\rightarrow 0$ 点

ただし、(1) に該当する場合は、(2) ~ (5) の点数は加算されません。

点 |(1)|

(2) 現在お住まいの賃貸住宅の構造と築年数についてお伺いします。(問7・問8)

(ア) 木造 30年以上・鉄骨造 50年以上・鉄筋コンクリート造 70年以上

→5点

- (イ) 木造 25 年以上~ 29 年以下・鉄骨造 40 年以上~ 49 年以下・鉄筋コンクリート造 55 年以上~ 69 年以下 →**4点**
- (ウ) 木造 20 年以上~ 24 年以下・鉄骨造 30 年以上~ 39 年以下・鉄筋コンクリート造 45 年以上~ 54 年以下 →3 点

|(2)|点

(3) 現在お住まいの賃貸住宅の狭さについてお伺いします。(問9)

17ページに記載している居住面積算定表の点数 →0 点~5点

点 (3)

(4) 現在お住まいの賃貸住宅の設備についてお伺いします。(問10)

- (ア) 専用の台所がない。 (イ) 専用の便所がない。 (ウ) 専用の浴室がない。
- (a) (r)~(ウ) に3つ該当→**5点** (b) (r)~(ウ) に2つ該当→**4点** (c) (r)~(ウ) に1つ該当→**3点**

(4)

(5) 現在お住まいの賃貸住宅の状況についてお伺いします。(問12・問13・問14)

- (ア) 柱がかなり傾いている。(主要な柱が傾斜 1/60 以上し、倒壊の危険がある。)
- (イ)壁が、1坪(2畳)以上はがれている。

(壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地がおよそ3.2 ㎡(2畳程度)以上露出している。)

- (ウ) 雨天時に常時、天井から雨漏りがしている。
- (a) (r)~(ウ) に3つ該当→**5点** (b) (r)~(ウ) に2つ該当→**4点** (c) (r)~(ウ) に1つ該当→**3点**

(5)

※ (1) の点数又は(2)~(5) の合計点数を記入してください。

1. 住環境等評価 点

1 (1) ~ (5) のいずれかに該当する場合 2にお進みください。

1 (1) ~ (5) のいずれにも該当しない場合 ポイント方式は申し込みできませんので、抽選 方式の申し込みをご検討ください。

2.世帯属性について

世帯属性についてお伺いします。住宅困窮度評価!!!(問15~問25)をご覧ください。

(1)~(4)のいずれか1つを点数に掛けます。

- (1) 問15~問20左側の項目又は問21~問25の項目に1つ以上該当の方 →×1.3
- (2) 問15~問20右側の項目に2つ以上該当の方 →×1.2
- (3) 問15~問20右側の項目に1つ該当の方 →×1.1
- (4) 問15~問25の項目いずれにも該当しない方 →×1.0

| 2.世帯属性 ×1.0~×1.3を記入してください。

3.家賃負担率について

お住まいの家賃と世帯全員の収入についてお伺いします。(問11)

(1) 年間の家賃はいくらですか。

円/年)··(A)

(2) 世帯全員の所得の合計はいくらですか。

「月収額の計算方法(9ページ(2)」で額を計算してください。(

円)···(B)

7.

ポ

イ

評価の対象項目

(3) 1年間の家賃(A)÷世帯全員の所得の合計(B)×100(%)を計算してください。

(ア) 50%以上 →×1.3 (1) 40%~49% $\rightarrow \times$ 1.2

(ウ) $30\% \sim 39\% \to \times 1.1$

(エ) 29%以下

※生活保護世帯は $\times 1.0$ となります。 3. 家賃負担率 $\times 1.0 \sim \times 1.3$ を記入してください。

4.一人あたりの所得額と月収額について

一人あたりの所得額と世帯の月収額についてお伺いします。

(1) 世帯人員は17ページ(1)を参考に計算してください。 人)···(C)

(2) 世帯全員の所得の合計(B) ÷ 世帯人員(C)を計算してください。

(3) 「月収額の計算方法(9ページ(4))」で世帯の月収額を計算してください。・・・・(D)

(4) (2) と (3) を下表に当ててみてください。

2) c (b) e we cover cove				
一人当たりの所得額(世帯全員			ト類(世帯全員の所得(B)/世帯人員(C))
				100 万円以上 150 万円未満
世帯の	30,750 円以下	×1.3	×1.2	×1.1
月収額	61,500 円以下	×1.2	×1.1	×1.0
	92,250 円以下	×1.1	×1.0	×1.0
(D)	92,251 円以上	×1.0	×1.0	×1.0

※生活保護世帯は×1.0となります。

4. 一人あたりの所得額と月収額 ×1.0~×1.3を記入してください。

5. 立退要求書について

家主から立ち退き要求を受けているかお伺いします。(問27)

(ア) 受けている。 →×1.3

(イ) 受けていない。 →× 1.0

5. 立退要求書 × 1.0 又は × 1.3 を記入してください。

6.申込回数について

今回で市営住宅の入居者募集での申込は何回目かお伺いします。(申込表の申込回数)

「抽選方式」と「ポイント方式」を合わせた申込回数をご記入ください。

回) ÷10 (例・・・15回申し込んでいる方は、15÷10=1.5)

6. 申込回数 申込回数 ÷ 10を記入してください。

以上、1~6が評価項目及び点数になります。

7.合計ポイントを計算してください

1~6の点数を記入して、計算してください。

1. 住環境等評価	2.世帯属性	3.家賃負担率	4.一人あたりの 所得額と月収額	5.立退要求書	6. 申込回数	合計ポイント
1 >	(2)	X 3	× 4 >	5 -	6 =	=
(例) 8点 > 木造35年 世帯人員2人 35㎡	1.2 60歳以上夫婦、 身体障害者 手帳4級	× 1.3 家賃が 所得の 75%	× 1.3 > 年間所得 24万/人 月収O円	< 1.0 ∃ 受けて いない	- 0.8 = 今回で 8回目の 申し込み	= 17.0240点

ポ

居住面積算定表

世帯の人数を(イ)に記入して、(ウ)を計算してください。

年 齢	算定人数 (ア)	人 (イ)	計 (ア)×(イ)
10 歳以上	1	人	
6歳以上10歳未満	0.75	人	
3歳以上6歳未満	0.5	人	
3歳未満	0.25	人	
合 計			(ウ) 人

例1) 夫婦2人の場合(1×2人=2人) 世帯人員: 2人

例2) 夫婦2人・8歳の子1人・1歳の子1人 計4人家族の場合 $(1\times2\lambda+0.75\times1\lambda+0.25\times1\lambda=3\lambda)$ 世帯人員:3人

①で計算した世帯人員(ウ)で、現在の部屋の広さを、下表で比べてみてください。 住宅の狭さ 点数早見表(目安) ※表の面積は専有面積です。

世帯人員(ウ)	最低居住面積	最低+(誘導- 最低)×1/8	最低+(誘導- 最低)×2/8	最低+(誘導- 最低)×3/8	最低+(誘導- 最低)×4/8	
1 人	25.00 ㎡未満	26.88 ㎡以下	28.75 ㎡以下	30.63 ㎡以下	32.50 ㎡以下	32.51 ㎡以上
1.25~2 人	30.00 ㎡未満	33.13 ㎡以下	36.25 ㎡以下	39.38 ㎡以下	42.50 ㎡以下	42.51 ㎡以上
2.25 人	32.50 ㎡未満	35.94 ㎡以下	39.38 ㎡以下	42.81 ㎡以下	46.25 ㎡以下	46.26 ㎡以上
2.5 人	35.00 ㎡未満	38.75 ㎡以下	42.50 ㎡以下	46.25 ㎡以下	50.00 ㎡以下	50.01 ㎡以上
2.75 人	37.50 ㎡未満	41.56 ㎡以下	45.63 ㎡以下	49.69 ㎡以下	53.75 ㎡以下	53.76 ㎡以上
3 人	40.00 ㎡未満	44.38 ㎡以下	48.75 ㎡以下	53.13 ㎡以下	57.50 ㎡以下	57.51 ㎡以上
3.25 人	42.50 ㎡未満	47.19 ㎡以下	51.88 ㎡以下	56.56 ㎡以下	61.25 ㎡以下	61.26 ㎡以上
3.5 人	45.00 ㎡未満	50.00 ㎡以下	55.00 ㎡以下	60.00 ㎡以下	65.00 ㎡以下	65.01 ㎡以上
3.75 人	47.50 ㎡未満	52.81 ㎡以下	58.13 ㎡以下	63.44 ㎡以下	68.75 ㎡以下	68.76 ㎡以上
4 人	50.00 ㎡未満	55.63 ㎡以下	61.25 m以下	66.88 ㎡以下	72.50 ㎡以下	72.51 ㎡以上
5 人	57.00 ㎡未満	63.53 ㎡以下	70.06 ㎡以下	76.59 ㎡以下	83.13 ㎡以下	83.14 ㎡以上
6 人	66.50 ㎡未満	74.22 ㎡以下	81.94 ㎡以下	89.66 ㎡以下	97.38 ㎡以下	97.39 ㎡以上
点 数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点

世帯人員	3歳未満は0.25人, 3歳以上6歳未満は0.5人, 6歳以上10歳未満は0.75人として算定。これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
	単身者: 25㎡, 2人以上: 10×世帯人員+10㎡ 世帯人員が4人を超える場合は5%控除する。 最低居住而積=10×人員+10
都市居住型誘導居住面積水準	単身者: 40㎡, 2人以上: 20×世帯人員+15㎡ 世帯人員が4人を超える場合は5%控除する。 2人 55㎡, 3人 75㎡, 4人 95㎡, 5人 109.25㎡, 6人 128.25㎡ 誘導居住面積=20×人員+15

8. 申し込みについての注意点 1

/ 注意事項

●申し込みについて

- (1) 申し込みは1世帯につき1住宅のみです。申込書に 住宅名を1つだけ記入してください。申し込み後の 住宅、申込者および入居する親族の変更等は一切で きません。
- (2) 記入漏れや書類不備等により申し込み資格の判定が 難しい場合は、補正期間を定めて不備な書類とし返 送します。(指定期間までに返送がない場合は、失格 とさせていただきます。)
- (3) 申し込み時に提出された書類は、上記(2)の場合を 除いて一切お返しできません。
- (4) 申し込みにおける年齢の基準日は、申し込み締め切 り日(令和元年12月13日)です。

- (5) 婚約中の方は、入居契約時までに婚姻を証明する書 類(戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書)を 提出していただきます。
- (6) 別居中で離婚協議中の方は、入居契約時までに離婚 を証明する書類(戸籍全部事項証明書または離婚届受 理証明書)を提出していただきます。
- (7) 内縁関係の場合、申し込み締め切り日までに住民票 の続柄が「未届の夫(または妻)」となっており戸籍 上の配偶者がいないことが申し込み資格となります。
- (8) 入居される棟数・部屋号数を選択することはできません。
- (9) 定期募集の「抽選方式」に申し込みされた方でも、ポイン ト方式の資格がある方はどちらも申し込むことができます。

●その他の注意事項

- (1) 入居時には、連帯保証人1名と、家賃3ヶ月分の敷 金が必要です。
- (2) 住宅内では、福岡市が管理している有料駐車場以外 の場所には駐車できません。駐車場がない住宅およ び駐車場に空き区画がない場合は、各自で住宅外の 駐車場の確保をお願いします。
- (3) 入居後の家賃の支払いは、原則として口座振替でお 願いします。
- (4) 家賃は、毎年度、入居者の収入申告に基づき決定し ます。年度末までに申告(収入申告書の提出)がな い場合、4月以降最高額の家賃となります。

契約可能車両:駐車できる車の規格





8.

込みについての注意点

長さ 490 センチ以下 幅 180 センチ以下の乗用自動車

(5) 退去時には、住戸内にある全ての畳の表替えおよび 襖の貼り替えの費用を負担していただきます。(当公 社の仕様によるものとします)

失格事項

- (1) 1世帯につき2カ所以上の住宅に申し込みをした場 合、または同一人の氏名を2通以上の申込書に記入 した場合。
- (2) 申込書の記入事項やその他の提出書類に、いつわり のあることが判明した場合や、期日までに必要書類 の提出がない場合、またはお住まいの状況の現地調 査ができない場合。
- (3) 現地調査の結果、入居申込書の内容と著しく差異が あった場合。
- (4) 以前市営住宅に住んでいた人で、家賃滞納・迷惑行 為などにより法的措置を受けたことがある方および 市営住宅条例に違反したことがある方を含む申し込 みの場合。
- (5) 指定された期日内に契約入居できない場合。
- (6) その他、市営住宅に入居する資格がないことが判 明した場合。

2次審査(ポイント確認)について

- (1) ポイント評価により、募集住宅ごとに合計ポイント の上位者が2次審査対象者となり、その他に得点順 位にしたがって補欠者を決定します。
- (2) 合計ポイントの上位者が同点の場合は、住環境等の 評価得点がより高い方を2次審査対象者とし、低い 方を次点者にします。
- (3) 2次審査対象者は、2次審査(各項目のポイントを確認)の際に必要な書類をそろえ、指定された日時に市営住宅センター募集課の窓口で、書類の審査を受けていただきます。
- (4) 2次審査では、提出された書類により住宅困窮度の 事実確認を行います。住環境等の項目によっては、

- 現地調査のため訪問させていただきます。(現地調査対象の項目以外でも、場合によっては現地調査にお何いすることがあります。)
- (5) 現地調査は、日程を調整し、担当調査員が現在お住まいの住宅に直接出向いて行います。
- (6) 単身での入居を希望される方については、2次審査 時に「単身入居の入居者資格認定のための申立書」 が必要になります。
- (7) 補欠者は、2次審査対象者の中から辞退者および失格者などが生じた場合に、繰り上げ2次審査対象者となります。繰り上げ2次審査対象者となった方、または補欠の権利が消滅した方には文書で通知します。

2次審査(ポイント確認)終了後の取り扱いについて

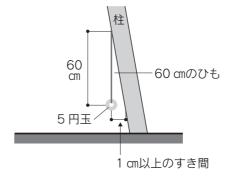
- (1) 2次審査対象者(点数上位者)の審査終了後に、審査 を通過した方(当選者)は、住宅ごとにあっせん名簿 に登録し、空き家がでれば登録順に住宅をあっせん します。このため、2次審査対象者(点数上位者)に なってもすぐに入居できるわけではありません。
- (2) 空き家の修理状況などにより、入居時期が遅くなる場合があります。 なお、入居前に住宅の下見をしていただきますが、 市営住宅は住むために必要な修繕のみを行っていま すので、あらかじめご了承ください。
- (3) あっせんまでの間、抽選方式および随時募集制度へ の申し込みは可能です。市営住宅入居後は、申し込 みできません。

- (4) あっせんした住宅を変更することはできません。
- (5)「ポイント方式」申込者は当選者および失格者を除き、 申込回数としてカウントします。「抽選方式」と「ポ イント方式」の申込回数は合計して回数をカウント します。
- (6)「ポイント方式」で2次審査対象者となって以降(補欠の繰上を含む)、入居を辞退した場合は、「抽選方式」および「ポイント方式」のそれまでの合計申込回数は0になり、次回の「抽選方式」または「ポイント方式」の申し込みは1回目からとなります。

9. 募集申込書記入の際の注意点

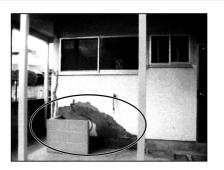
- (1) 21~24ページの記入例を参考にして募集申込書に記入してください。
- (2) 募集申込書裏面の問12~問14については下記の説明をご覧になり、自宅で確認し、記入してください。

問12 主要な柱が傾斜(1/60以上)し、倒壊の危険があります。(現地調査対象)



60 cmのひもの先に 5円玉を付けたものを柱にぶら下げたとき、5円玉と柱の間に 1 cm以上のすき間があけば、傾斜 1/60に該当します。

問13 壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が大きく露出(1坪 程度以上)しています。(現地調査対象)





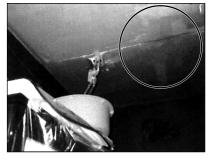
9.

募集申込書記入の際の注意点

※外壁や内壁の壁が落ちていて、これらの広さがおよそ1坪(2畳)以上あれば該当します。

問14 雨天時に常時、天井から雨漏りがしています。(現地調査対象)





※雨天時に常時雨漏りがしており、天井や壁にシミができているようなものが該当します。 (シミができていても既に雨漏りの補修が終わっているものを除きます。)

9

10. 募集申込書の記入例:

表面

希記			0	4 3	1 2 平		年周	铥(20	019	年度) 12	月	ポイ	ント	方式	募		^{込年月日}		申込回数	年月	
申記		り市営住宅への申込住宅		し込みま	ます。この	の申込書	\top		実と相違	するとき	は、申し	込みを無	感力とさ	れても昇	異議申し立	てをし	ません。					
	望住宅 λ住宅(は、募集住宅・		載されて	こいろ住:	まから選:		住宅名 ださい。														
	込みに	ま、対象となる	る住宅等に	3年以	上継続し	て居住し	ているが	うに限り	ます。契	約上は3	3年以上	であって	も、住民	票の居	住期間が	3 年未満	が場合は	は申し込む	みできま	せん。		
		郵便番号	= 8 1	1 2	0 0	1 1	電影	宅 [番号	0 9	2	-1	1 1	H2	2 2 2	2[2]	携帯 電話番号	3 0	9 0	3 3	33	4 4	4 4
		住所	福	岡	市	博	多	区	博	多	駅	前	1	丁	目	1	_	1		福	岡	ビ
_		III.71	ル	3	0	1	号															
申込	.	氏名フリガナ (カタカナ)	7	ウ	シ	ヤ		9	口	ウ												
P	¥	氏名	姓と名のほ	社	7スあける	太	郎															
		性別		: 男	生年 月日	3 1:	明治 2: 平成 5:	大正 3: B	图和 [3]	9 _年	0 7	_月 [0]	1 =									
		所得の 種類	給与)	年金		事業	•	収入無し	,				I								
		氏名フリガナ (カタカナ)	7	ウ	シ	ヤ		<i>/</i> \	ナ	コ												
	同居者	氏名	姓と名の「	社	7スあける		子					<u> </u>										
	1	性別	2 1	: 男 : 女	生年月日	_	明治 2: 平成 5:	大正 3:日	四和 4	0 #	0 6	月 [0]	1 =	続柄		配偶者·婚 同居者(A	上 約者・未届の 点柄・	<u>」</u> の妻(夫)・/	パートナー	所得の 種類	給与 年 収入無し	
申		氏名フリガナ (カタカナ)	7	ウ	シ	7	THE 3.	ジ	D	ウ							061131	<i>`</i>		I I I I	10,000	
上 者以	同居者2	氏名	姓と名の「	社	7スあける	次	郎															
外に同居	2.	性別	1 1	: 男	生年月日	_	<u> </u>	大正 3:日	四和 0	9 =	0 8	月2	0 =	続柄			<u> </u> 約者·未届(続柄:		パートナー		給与・年収入無し	
込者以外に同居する親族(氏名フリガナ (カタカナ)					. , , , ,	2.10										<u></u> '				
婚約者	同居者3	氏名	姓と名の「	問は、1マ	7スあける	že.																
・未届のま	3	性別		: 男 : 女	生年月日		明治 2: 平成 5:	大正 3: B 令和	召和	年		月		続柄		配偶者·婚 同居者(紹	<u></u> 約者·未届(続柄:	カ妻(夫)・/ (カ妻(夫)・/ ()	パートナー)	所得の 種類	給与・年 収入無し	
・未届の妻(夫)・バートナ-		氏名フリガナ (カタカナ)																				
	同居者	氏名	姓と名の	間は、1マ	7スあける	Z Ł.																
-も含む)	4 .	性別		: 男 : 女	生年月日	1 1	明治 2: 平成 5:	大正 3: B 令和	召和	年		 _月		続柄			 約者·未届(続柄:		パートナー		給与・年 収入無し	
_		氏名フリガナ (カタカナ)								<u></u>												
	同居者5	氏名	姓と名の「	問は、1 マ	7スあける	ŽE.																
	5.	性別	11 1	: 男	生年月日		明治 2: 平成 5:	大正 3: 日	四和			」 月		続柄			 約者·未届(続柄:			所得の 種類	給与・年収入無し	

うらへ続く⇒

※必ず裏面も記入してください。

※お申し込みには、この申込書と募集案内書 4 ページの書類が必要です。 申込締切日までに必要書類の提出がない場合は失格となります。

記入のまえに

- ご記入いただく、この申込書は機械で読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- かい書で濃く丁寧に記入してください (字が薄いと、機械が読み取りません)。
- 黒のペンまたはボールペンで記入してください(鉛筆、シャープペンシルは使用しないでください)。
- 誤って記入してしまった場合は、2本線で消して書き直してください。

申込書の記入方法・注意点

- ① ●26~30ページの募集住宅一覧表に記載されている住宅の中で、入居を希望する住宅を1つだけ選び申込住宅コード・申込住宅名を記入してください。
- ② ●電話番号は左詰めで記入してください。
 - ●住所・氏名は漢字で氏名・フリガナの姓と名の間は1マス空けてください。フリガナはカタカナで記入してください。
 - ●性別はコードで記入してください。
 - ●生年月日が一桁の場合は頭に0をつけてください。

【例】昭和39年7月1日 →

- ●所得の種類を○で囲んでください。
- ③ ●続柄は配偶者などの場合は2、子や父母など同居者の場合は3を記入してください。3の場合は続柄も記入してください。 1はありませんのでご注意ください。
- ※ 申込書の裏面も記入してください

21

10.

募集申込書の記入例2

裏面

		裏面の記入方法・注意点
(報票 2 / 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 /	第1が位(104,000円)以下です。	① ●資格要件になりますのでご確認のうえ、はい・いいえに○をつけてください。 ※おひとつでも『いいえ』があるとお申し込みできません。
※ 問1から問5までの回答か		}② ●はい・いいえの当てはまるほうに○をつけてください。
※ 以下の質問は、賃貸借契金問7 住宅の構造は、() 注問8 住宅の築年数は、(問11 現在の1ヶ月の家賃は	円です。 【 3 0 U U U ¹] 傾斜 間13 壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は 破損により下地が大きく露出 (1坪程度以上)しています。 間14 雨天時に常時、天井から雨漏りが しています。 (現地調査対象) (現地調査対象)	③ ●問7は、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造のいずれかに○をつけてください。 ●問8は、築年数をご記入ください。25年→ 25 年 40年→ 40 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
● 住宅困窮度評価 II ※ 入居希望者の中に、下記の 問15 高齢者		30.25m ² → 30.25 m ² 42m ² → 420 m ² ●問10は、専用の設備がないものに○をつけてください。
問16 身体障がい者	世帯の中に、身体障害者手帳(1・2級)を所持している人がいる。 世帯の中に、身体障害者手帳(3・4級)を所持している人がいる。 世帯の中に、療育手帳(B1)を所持している人がいる。 世帯の中に、療育手帳(B1)を所持している人がいる。 世帯の中に児童相談所の長が更正相談所の長がら、重度の知的障がい者 と判定された人がいる。	(複数ある場合は、ないものすべてに○をつけてください。) ●問11は、家賃額(共益費等を除く)をご記入ください。
問18 精神障がい者 問19 戦傷病者 問20 子育て世帯	世帯の中に、精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持している人がいる。 世帯の中に、精神障害者保健福祉手帳(2級)を所持している人がいる。 世帯の中に、戦傷病者手帳(特別項症~第3項症)を所持している人がいる。 世帯の中に、戦傷病者手帳(第4項症~第1款症)を所持している人がいる。 同居する親族に配偶者と小学校入学前の子の両方を含んでいる世帯。 同居する親族に配偶者と小学性入学前の子の両方を含んでいる世帯。 図16~周19に該当する場合は、証明できる書類(手帳等)を持参又は、コピー等を郵送してください。	35,000円→ 35,000円→ 50,000円→
※ 入居希望者の中に、下記の 問21 犯罪・DV被害者 問22 ひとり親世帯 問23 被爆者	の項目に該当する方又は該当する世帯がある場合、○をつけてください。 世帯の中に犯罪被害者(★1に該当する方)又はDV被害者(★2に該当する方)がいる。 ※ 該当する場合は、証明できる歯類を持参又は、コピー等を郵送してください。 申込者に配偶者がなく、かつ現に同居しもしくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している。 ※ 該当する場合は、児童扶養手当証書又は戸籍全部事項証明書を持参又は、コピー等を郵送してください。 世帯の中に被爆者手帳を所持し、原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人がいる。	当てはまるほうに○をつけてください。
問24 引揚者 問25 ハンセン病療養者等 問26 収入の種類	※ 該当する場合は、厚生労働大臣の認定書の写しを持参又は、コピー等を郵送してください。 世帯の中に引揚者で、引き上げた日から起算してら年を経過していない人がいる。 ※ 該当する場合は、永住帰国基語即書の写し又は自立支度金支給決定通知書の写しを持参又は、コピー等を郵送してください。 世帯の中に平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人がいる。 ※ 該当する場合は、ハンセン病療養所の入所を証明する書類を持参又は、コピー等を郵送してください。 総与・事業・年金・生活保護・その他()	④●当てはまる項目があればすべてに○を入れてください。
■ 住宅困窮度評価 IV 問27 立退要求書	※ 該当するものに○をつけてください。(複数回答可) V 家主より立退要求書を受けている。 ※ 立退要求書を持参又は、コビー等を郵送してください。 ※ 対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取り壊して、立ち退きまでの期間が半年以上ある立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものに限り、家賃滞納や迷惑行為など本人の責によるものは除きます。	」 ⑤ ●立ち退き要求を受けていれば○を入れてください。
	★1 犯罪被害者とは、犯罪により従前の住宅に居住する ことが困難となったことが明らかな方及びその家族 または遺族で下記の①または②に該当することが証 明される方(警察に被害届を提出した方であって、 犯罪被害者であることが確認できる方) ★2 D V 被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた方で、 次の①または②のいずれかに該当する方 「婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	R R

23

②被害者の申し立てにより、裁判所が退去、または

起算して5年を経過していない方

接見禁止を命じ、その命令が効力を生じた日から

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

②現在居住している住宅またはその付近において犯

とが困難となった方

罪等が行われたために当該住宅に居住し続けるこ

(お知らせ)

11. 随時募集について(お知らせ)

○ポイント方式以外に随時募集による入居申し込みの受け付けを行っています。 (ポイント方式と重複しての申し込みも可能です。)

○随時募集とは、対象住宅 (下記の 11 住宅のみ)において、一定の申し込み資格 を有する方からの入居申し込みを随時受け付け、登録制により対象住宅に空き 家が出た場合に入居者を決定する制度です。





(※申し込み後すぐに入居できる訳ではありませんので、ご注意ください。)

資格

主な申し込み 市営住宅の申し込み資格を備え、月収額が 104,000円以下の世帯で、なおかつ下記(ア)

> ~(ク)の要件に2つ以上該当すること。ただ し、「犯罪・DV被害者世帯」は2つ以上に該 当することを要しない。

> (ア) 多回数落選世帯 (8回以上。ただし単 身の場合は16回以上)

(イ) ひとり親世帯

(ウ) 子育て(乳幼児) 世帯

- (エ) 多子世帯
- (才) 高齢者世帯
- (カ) 心身障がい者世帯等
- (キ) 犯罪・DV被害者世帯
- (ク) 立ち退き要求を受けている世帯
- (ケ) ポイント方式において10点以上で落

募集対象住宅 ●東 区(城浜、八田第2)

●早良区(田村、有田)

●博多区 (月隈東)

●西 区 (城の原、姪浜北、野方西)

●南 区(弥永、警弥郷、上警固)

受付窓口

市営住宅センター 募集課募集係

(福岡市住宅供給公社 1F)

₹812-0025

福岡市博多区店屋町4番1号(冷泉ハープビル)

2092-271-2561

※郵送での受け付けはできません。

申し込みから斡旋までの主な流れ

申込者 必要書類を

募集課に提出

募集課

受け付けの翌月に、 資格を審査(毎月)

募集課

対象住宅ごとに 斡旋名簿に登録

募集課

空き家がでれば名簿 順に随時住宅斡旋

※入居申し込みには、必要な書類を提出していただきます。詳しくは、『福岡市営住宅入居募集案内書 随時募集』をご覧 ください。「福岡市営住宅入居募集案内書 随時募集」は市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)募集係、福岡市役所情 報プラザ(市役所1階)、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、なみきスクエア(東区千早)で配布しています。

12. 市営住宅入居者募集予定~抽選方式~

区分	募集月(回)	案内書配布·申込受付期間
抽選方式	2月(第4回)	令和2年 2月5日(水)~ 2月14日(金)

- ・予定は予告無く変更される場合があります。
- ・募集対象の住宅、戸数などは募集の都度決定します。
- ・募集時期になりましたら、「市政だより」でお知らせいたします。
- ・抽選方式での入居者募集はインターネットでの申し込みができます。 インターネット申し込みアドレス http://www.nicety.or.jp

※火災・水害などにより一時的に住宅が必要な方はご相談ください。 (連絡先) 福岡市住宅供給公社 募集課 ☎092-271-2561

抽選方式での申し込みは福岡市 住宅供給公社のホームページから

福岡市住宅供給公社



URL:www.nicety.or.jp

募集住宅一覧表

ポイント方式

注音

<u> </u>	
家賃	ポイント方式の申込対象者は第1分位(月収額104,000円以下)の方となっています。 (月収額の計算方法については9~14ページ参照) 家賃は第1分位の金額のみ記載しております。 ※同じ住宅でも、住戸面積、竣工年度等によって家賃が異なります。そのため、掲載されている家賃額はその住宅の主な家賃額です。
エレベーター	エレベーターの有無と、入居を予定している部屋の階数ごとの内訳を記載しています。 エレベーターのない住宅では、1 階でも3 段程度の階段昇降が必要です。 エレベーターがある住宅で、「有(踊場)」と記載している住宅は、エレベーターを階段の踊 場に設置しているため、6 段程度の階段昇降が必要です。 エレベーターがある住宅で、「有(隔階)」と記載している住宅は、隔階にエレベーターを設 置しており、階段昇降が必要な部屋があります。
部屋決め	空家発生後、空家修繕を行い、2次審査通過者(当選者)に対して住宅のあっせんを行います。 入居する部屋や階数を指定することはできません。
駐車場	福岡市管理駐車場がある住宅については、駐車場利用料金 (最高料金)を記載しています。 ただし、現在空き区画がない場合や棟により駐車場がない住宅もあります。 なお、駐車できる車の規格は、長さ490センチ以下・幅180センチ以下の乗用自動車、または、 長さ490センチ以下・幅180センチ以下・車両重量2トン未満の貨物自動車です。 中央区・南区の住宅においては、駐車場の手続き窓口が異なります。 ・中央区施設管理事務所 TEL:092-262-1096 ・南区施設管理事務所 TEL:092-409-4610
ガス	「都市」は都市ガスを使用している住宅です。「プロパン」はプロパンガスを使用している住宅 です。住宅によっては湯沸器を取り付けられない住宅もあります。
間取り	50㎡未満の3DKの住宅は、3つの部屋のうち、1つの部屋が 2~3畳しかない場合があります。

13.

ポイント方式募集住宅一覧表

(1)単身者でも2人以上でも申し込みできる住宅 ・申込資格 $7 \sim 8$ ページの申込資格の $(1) \sim (8)$ を備えている方。

(**137 7~8** ~−୬^

区	申込住宅コード	住宅名	募集	エレベーター (EV) 有・無	間取り	広さ m ⁱ	家賃(円)
東	7531800	城浜(リモデル)	1	有※(踊場)	2 D K	39	16,800
東区	7533800	香椎浜三街区	1	有	3 D K	55	20,100
博多区	7520800	板付	1	有	3 D K	43	15,300
区	7521700	板付南	1	有	3 D K	49	16,800
中央区	7510600	福浜	2	有	3 D K	46	17,400
南区	7551600	弥永 3階	1	無	3 D K	48	17,100
城南区	7560100	中浜町	1	有	3 D K	51	19,400
早良区	7570700	次郎丸	1	有	2 D K	50	22,400
西区	7580800	下山門(リモデル)	1	有※(踊場)	2 D K	45	20,000
区	7581400	福重	1	有	3 D K	48	17,200

※城浜(リモデル)住宅、下山門(リモデル)住宅のエレベーターは、構造上、階段の踊り場に設置されているため、6段程度の 階段昇降が必要です。

※次ページにも、2人以上が申し込みできる住宅があります。

・募集対象となる住宅は、今後空き家になると予想される住宅です。空き家が発生次第、住宅を あっせんします。(空き家が発生するまで、長期間待っていただく場合があります。)

駐車場	竣工年度	リモデル	ガス	所在地	学村	交区	前回
(円)	攻工牛皮	年度	71.	加生地	小学校	中学校	の倍率
なし	昭46	平20	都市	城浜団地	城浜	城香	1.00
4,790	昭56		都市	香椎浜2丁目3番	香椎浜	城香	2.00
6,230	昭49		都市	板付3丁目1~14番	弥生	那珂	2.00
5,550	昭51		都市	板付4丁目13番	板付北	板付	1.00
6,390	昭51		都市	福浜1丁目1番	福浜	当仁	2.50
なし	昭44		都市	弥永団地	弥永	日佐	0.00
6,490	昭53		都市	鳥飼7丁目34番	鳥飼	城西	5.00
5,120	平5		都市	次郎丸3丁目30番	田村	田隈	2.00
4,680	昭48	平23	都市	下山門団地	西陵	西陵	1.00
4,680	昭53		都市	福重団地	福重	内浜	0.50

(2) 2人以上が申し込みできる住宅

・申込資格 7~8ページの申込資格の (1) ~ (8) を備えている 2人以上の世帯の方。 (1) ~ (8) を備えている 2人以上の世帯の方。

_								
区	申込住宅	住宅名	募集	エレベーター (EV)	間取り	広さ	家賃(円)	
Ĺ	コード	<u> </u>	戸数	有·無	1-0-17-0	m²		
東区	8031800	城浜(リモデル)	2	有※(踊場)	2 L D K	50	21,700	
区	8033800	香椎浜三街区	2	有	3 D K	58	21,500	
	8020800	板付	1	有	3 D K	48	17,400	
博多区	8021700	板付南	2	有	3 D K	49	16,800	
	8021800	月隈東 2階	1	無	3 D K	56	19,100	
中央区	8010600	福浜	2	有	3 D K	49	18,300	
南区	7551400	老司 3階	1	無	3 D K	58	24,300	
区	8051600	弥永 2階	1	無	3 D K	55	19,600	
城南区	8060300	梅林第2 3階	1	無	3 DK	58	23,800	
早良区	8070400	有田旭町 1階	1	無	3 D K	59	25,600	
区	8071700	有田	1	無	3 D K	56	20,200	
	8080800	下山門(リモデル)	1	有※(踊場)	3 DK	56	23,500	
西区	8081400	福重	2	有	3 D K	52	18,600	
	8081600	城の原 3階	1	無	3 D K	60	21,500	

※城浜(リモデル)住宅、下山門(リモデル)のエレベーターは、構造上、階段の踊り場に設置されているため、6段程度の 階段昇降が必要です。

※前回募集時の倍率を記載していない住宅は、今回と同一条件での募集がこれまでにありませんでしたので記載して おりません。

・募集対象となる住宅は、今後空き家になると予想される住宅です。空き家が発生次第、住宅を あっせんします。(空き家が発生するまで、長期間待っていただく場合があります。)

	2,	\mathcal{L}^{T}
	以.	Ŀ
/		

13.

ポイント方式募集住宅一覧表

駐車場	竣工年度	リモデル	ガス	所在地	学村	交区	前回
(円)	攻工十反	年度	77.^	MILLE	小学校	中学校	安米時 の倍率
なし	昭46	平22	都市	城浜団地	城浜	城香	0.00
4,790	昭56		都市	香椎浜2丁目3番	香椎浜	城香	0.00
6,230	昭51		都市	板付3丁目1~14番	弥生	那珂	2.00
5,550	昭51		都市	板付4丁目13番	板付北	板付	0.00
4,680	昭52		プロパン	東月隈4丁目15番	東月隈	席田	0.00
6,390	昭51		都市	福浜1丁目1番	福浜	当仁	0.50
4,580	平4		都市	老司3丁目43番	老司	老司	0.00
なし	昭44		都市	弥永4丁目1番	弥永	日佐	0.00
4,680	平1		都市	梅林5丁目19番	七隈	梅林	-
4,580	平3		都市	有田4丁目2番	原西	西福岡	0.00
3,840	昭53		都市	有田団地	有田	次郎丸	-
4,680	昭49	平18	都市	下山門団地	下山門	下山門	0.00
4,680	昭53		都市	福重団地	福重	内浜	0.00
3,940	昭54		都市	城の原団地	城原	西陵	0.00

採用(予定)証明書

※全ての項目を<u>勤務先の方</u>に記入してもらうこと※

採用(予定)者氏名	
採用(予定)者住所	
採用(予定)年月日	
月額給与(予定額)	円
年間賞与(予定額)	円
扶 養 親 族 氏 名	
上記の通り証明します。	
令和 年 月 日	
所 在 地	
名 称	
代 表 者	代表
電話番号	

- ※1 証明印については、法人(会社)の場合は法務局に登録してある代表者印を、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。(スタンプ印・ゴム印等は不可)
- ※2 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者(勤務先)が書き直してください。
- ※3 採用(予定)証明書として提出した場合は、入居手続き時までに採用証明書を再度提出していただきます。
- ※4 本証明書の記入は全て証明者(勤務先)でしてください。 また、記入には黒ボールペンを使用してください。 (鉛筆や消せるペンは使用不可) そうでない証明書は無効とし証明しなおして頂きます。

退職(予定)証明書

※全ての項目を<u>勤務先の方</u>に記入してもらうこと※

退職(予定)者氏名	
退職(予定)者住所	
退職(予定)年月日	
上記の通り証明します。	
令和 年 月 日	
所 在 地	
名 称	
代 表 者	代表
電話番号	

- **※1** 証明印については、法人(会社)の場合は法務局に登録してある代表者印を、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。(スタンプ印・ゴム印等は不可)
- ※2 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者(勤務先)が書き直してください。
- ※3 退職(予定)証明書として提出した場合は、入居手続き時までに退職証明書を再度提出していただきます。
- ※4 [退職(予定)者の住所]については、現住所ではなく退職(予定)時の住所を記入してください。
- ※5 本証明書の記入は全て証明者(勤務先)でしてください。 また、記入には黒ボールペンを使用してください。 (鉛筆や消せるペンは使用不可) そうでない証明書は無効とし証明しなおして頂きます。

給与証明書(給与所得者用)

※全ての項目を勤務先の方に記入してもらうこと※

, •	- 7111 C P74772	
住	所	
氏	名	採用年月日年月日
	用 形 態 ずれかに○)	・正社員 ・契約社員 ・派遣社員・パート ・アルバイト ・その他()
	給 形態かにOをし、目付を記入)	・日々 当月 日払い ・日々 翌月 日払い

	給	;与	
支給年	月	支給	額
年	月支給		円
計(1)		円
[=		2 2	

賞	[与
支給年月	支給額
年 月支給	円
年 月支給	円
年 月支給	円
年 月支給	H
計 (2)	円

合計 (1) + (2) 円

上記の通り証明します。

令和 年 月 日所 在 地名 称代 表 者電話番号

代表者印

- ※1 支給額は直近12ヶ月分(採用から1年未満の場合は、採用月の翌月から直近まで)を証明してください。
- ※2 給与支給額及び賞与支給額は、諸控除前の支給総額を記入してください。 ただし、所得税法上の所得とならない通勤手当の非課税部分は除きます。
- ※3 証明印については、法人の場合は法務局登録の代表者印、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。 (スタンプ印・ゴム印等は不可)
- ※4 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者(勤務先)が書き直してください。
- ※5 本証明書の記入はすべて証明者(勤務先)でしてください。また、記入には 黒ボールペンを使用してください。(鉛筆や消せるペンは使用不可) そうでない証明書は無効とし、証明しなおして頂きます。

IJ

IJ

無収入申立書 〔長期無収入者用〕

	※本人が記え	入するこ	こと※		
		1 2		年月頃より無職 達歴なし	
 				たは2の該当する方を○で囲んでください。)場合、おおよその退職年月を記入してください	, 0
+					
リ ト リ	上記の通り	相違あり) ません	V∘	
	令和	年	月	日	
	住	所			
	氏	名		FT 証明印について、ス プ印・ゴム印などは	タン :不可

※記入には黒ボールペンを使用してください。(鉛筆や消せるペンは使用不可) ※訂正する場合は二重線を引き、**証明印と同じもの**で訂正印を押し、本人が 書き直してください。

収支明細申立書

[事業・営業所得者用(保険外交員・日雇い等を含む)]

※本人が記入すること※

事業開始年月日	年	月	日	事	業内	容	

事業所所在地 年月(※1) 総収入 必要経費(※2) 所得額 円 円 月分 円 円 年 月分 年 円 円 月分 月分 円 円 年 円 円 年 月分 円 円 年 月分 円 年 円 月分 年 月分 円 円 年 円 円 月分 円 円 年 月分 円 円 年 月分 年 月分 円 円 合計 円 円 円

上記の通り相違ありません。

	日	月	年	令和
		近	所	住
印(証明印について、スタン		<u>-</u>	<i>t</i>	-

- ※1 金額は直近12ヶ月分 (事業開始から1年未満の場合は、事業開始月の翌月から直近まで)を記入してください。
- ※2 必要経費は税法上認められるものに限ります(総収入額-必要経費=総所得額)。 なお、保険外交員・日雇い等で、給与所得者として賃金を貰っている人は、給与所得者等の場合 (募集案内書参照)と同様の計算方法で総所得額を算出してください。
- ※3 市営住宅を事務所として使用することはできません。
- ※4 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、本人が書き直してください。
- ※5 記入には黒ボールペンを使用してください。(鉛筆や消せるペンは使用不可)

IJ

IJ

丰

IJ

IJ

居住証明書

区 分	種 類
1 居住者氏名	
2 物件住所	(建物名)
3 物件所在地	
4 物件の種類	一戸建・ 共同住宅・ その他()
5 構造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造
	・ 鉄骨鉄筋コンクリート造
	その他()
6 築年数	築 年(建築年月日 年 月 日)
7 専有面積	m²
8 間取り(内訳)	()
9 使用目的	住 居・ その他()
10 階建・階	地上 階 • 階部分
11 設備(専用)	台所(有・無)
	便 所 (有・無)
	浴室(有・無)
12 家賃(月額)	円(共益費等除く)
13 契約年月日	年 月 日

令和 年 月 日

上記のとおり居住していることを証明します。

証明者

物件所有者 · 不動産会社 · 物件管理会社

住 所

氏 名

印

電話番号

※証明内容については全て証明者が記入してください。

※証明者について、物件所有者・不動産会社・物件管理会社のいずれか該当するものを○で囲んでください。

個人情報の取り扱いについて (同意)

福岡市住宅供給公社では、お客様から提供いただきました住所や生年月日などの個人情報について、正確、かつ安全な管理と保護に努めており、下記のような取り扱いとしております。

■個人情報の利用目的

当公社は、収集したお客様の個人情報を、市営住宅管理業務に必要な範囲で利用します。

なお、個人情報の提供につきましてはお客様の判断となりますが、市営住宅申し込みの際の住所・氏名・年齢などの必要な情報を提供していただけない場合は、応募・入居等に支障が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■個人情報の提供

当公社は、以下の場合を除き、収集した個人情報をお客様の事前同意なく、第三者に提供いたしません。

- ・法的な手段で開示の要求があった場合
- ・警察、司法当局等の機関から個人情報の開示を求められた場合
- ・職務遂行上、警察本部等の機関や、個人情報保護の措置が講じられている業者に個人情報を預 託する場合
- ・共益費の支払いを行っている管理組合(自治会等)から、入居連絡票及び退去連絡票に記載する内容の開示を求められた場合

■個人情報の安全管理

当公社は、第三者がお客様の個人情報を不当に入手することがないよう、安全管理のために必要な措置を講じています。

■個人情報の開示、訂正、削除

当公社は、提供いただきました個人情報につきまして、お客様による開示、訂正、削除の要求 があった場合、迅速に対応します。

申込み後の住宅の変更や申込者や入居する親族の変更等は一切できません。

上記事項に同意します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

14. 市営住宅センター募集係の住所・地図

●申し込み、お問い合わせ先●

市営住宅センター 募集係 (福岡市住宅供給公社) 〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市住宅供給公社 1 階

☎092-271-2561 FAX092-272-5030





※工事のご案内

現在、市営住宅センターは大規模改修工事を行っております。

ご来社の際は、何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、細心の注意を払いながら工事 を進めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

工事期間:令和元年9月下旬~令和2年5月下旬まで